

## 【消費生活の窓口から】電気カーペットや湯たんぽによる低温やけどにご注意を！

### ～重症になることもあります!!～

電気カーペットや湯たんぽによる低温やけどに関する事故情報が医療機関から寄せられています。

#### ＜事例＞

- ・子供を電気カーペットの上におねしょパッドとタオルを敷いて寝かせていたら、2～3時間たった頃に泣き出した。背中が熱く、部分的に赤みを帯びていた。（0歳3か月）
- ・子供にシリコン製の湯たんぽにカバーをかけたものを渡して寝かせていたら、1時間程して「お尻が痛い」と訴えた。赤くなっている部分があり、一部の皮がむけていた。（4歳）
- ・金属製の湯たんぽをタオルなどで3重に巻いて足の下に置いて就寝していたら、左足のくるぶしがひりひりしてやけどしていた。（60歳代 女性）

低温やけどは、心地よいと感じる程度の温度のものでも、皮膚の同じ部分に長時間接することで発生します。

種類に関わらず発生するおそれがあり、状況によっては重症化することもあるので、注意が必要です。

#### 【アドバイス】

- ◆電気カーペットや湯たんぽは取扱説明書の注意事項を守って正しく使用しましょう。
- ◆乳幼児は自分で体勢を変える力が十分でないため、長時間同じ部分を温めないよう保護者が注意しましょう。
- ◆たとえタオルやカバーを敷いたり包んだりしていても、電気カーペットや湯たんぽを長時間身体に接触させると低温やけどになるおそれがあります。
- ◆特に就寝中の低温やけどを防ぐために、電気カーペットや湯たんぽは布団等を温めるのみに使用し、布団等が温まつたらすぐに電源を切ったり取り出したりして就寝しましょう。
- ◆低温やけどは見た目より重症の場合があります。痛みや違和感があるときは、すぐに医療機関を受診しましょう。

※ご相談・お問い合わせ先

**中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内）☎662-2593**